農用地利用計画変更事前審査調書の記入について

■ **農用地利用計画変更事前審査調書の記載要領**

**１**　農用地利用計画変更事前審査調書には、「様式第11－1号」と「様式第11－2号」の２種があり、法令・政令・省令上の該当区分により様式を使い分ける。４の法令・政令・省令上の該当区分が、法第10条４項政令第７条第４号省令第４条の４第27号または同28号にあたる場合には「様式第11－2号」を、それ以外の場合には「様式第11－1号」を提出する。

**２**　右肩の※№は、農用地利用計画変更事前審査の申出があったもの全てに　付される整理番号である。**（記入不要）**

**３**　右肩の申出者は、転用事業計画者あるいは農用地利用計画変更土地の所有者となる。また、転用事業計画者が法人である場合は、その名称及び代表者の氏名を記載する。

**４**　１の転用事業計画者が法人である場合については、住所欄には、その主たる事務所の所在地を記入する。

**５**　２の農用地利用計画変更区分については、除外あるいは編入のどちらかに○をつける。

**６**　４の法令・政令・省令上の該当区分には、当農用地利用計画の変更が法、政省令上のどの条文に該当する変更であるか記入する。**（記入不要）**

**７**　５の事業概要については、事業の必要性、緊急性、規模、事業着工予定時期等について記載する。また、事業計画が、移転や拡張の場合については、計画事業内容と現事業内容について対比するともに、事業着工予定時期及び完了予定時期を記載する。

**８**　６の農用地利用計画変更土地については、所有者の住所、氏名を記入する。

また、筆数や土地所有者が多い場合について、別紙にて一覧に表示し、添付する。この場合、変更調書には代表する地番及びその所有者を記入する。

**９**　計画地の所有者あるいは事業転用計画者の所有する土地について、添付補足資料「様式第11－3号」において一覧に表示し、添付する。

**10**　６の営農状況欄には、土地所有者の農家分類としての専業、第１種兼業、第２種兼業、非農家を記入するとともに、主要な経営作目、農業者年金への影響（加入あるいは経営委譲年金受給の有無等）、代替地の要望、後継者の有無等を記入する。

**11**　７の事業計画地の概要の区分欄については、現況農用地利用計画の用途区分に従って面積を記入する。但し、現況農用地利用計画における用途区分が、田、畑、樹園地の区分になっておらず一括農地となっている場合は、計画地（当該農地）の土地利用の現況に従って田、畑、樹園地欄に記入する。農用地区域外の土地については地目別に整理すること。

**12**　９の当該事業に係る農用地利用計画の変更に対する農協等の意見について、農用地区域内の土地を農用地以外の用途に充てるために農用地利用計画を変更する場合は、農業協同組合、土地改良区、森林組合の意見を聴取し、農業委員会との調整結果に基づいて記載する。**（記入不要）**

**13**　10の当該事業に係る農用地利用計画の変更に対する市町の意見については、特に農用地利用計画変更要件に照らし、必要性、緊急性等を勘案して記載する。**（記入不要）**

**14**　８の農用地利用計画変更要件については、「様式第11－1号」と「様式第11－2号」で細目が異なるので、それぞれの記載要領を以下に示す。

**（記入不要）**

■ **「様式11－1」の８ 　農用地利用計画変更要件の状況の記載要領**

**（市で記入する）**

**１**　（１）の土地基盤整備事業実施状況欄には当該土地が受益地となっている実施済の土地基盤整備事業を記載する。

**２**　（２）の代替する土地がないもの欄については特に位置選定の経過を記載する。この場合、農用地区域外の土地も含めて、代替する土地がないことを判断した理由を記載する。

**３**　（３）の周辺農用地区域の利用に支障が及ぼすおそれがないものの欄には、計画を実施することによって生じるであろう、周辺農用地区域における農業上の利用への影響について記載する。

**４**　（４）の周辺農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれのないものの欄には、計画を実施することによって生じるであろう、周辺農用地区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者など）の利用集積への影響について記載する。

**５**　（５）の周辺農用地区域内の土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないものの欄には、計画を実施することによって生じるであろう、周辺の土地改良施設の機能への影響について記載する。

■**「様式11－2」の８　　農用地利用計画変更要件の状況の記載要領**

**（市で記入する）**

**１**　（１）の土地基盤整備事業実施状況欄には計画地が受益地となっている実施済、実施中及び計画のある土地基盤整備事業を全て記載する。

該当する事業が多数ある場合や土地改良施設の改廃等、特別な理由がある場合は、この欄には「別紙」と記載し、表などを添付する。

**２**　（２）の省令第４条の３に規定する実施中の事業の施工者の同意状況の欄には、（１）の欄に記載した事業のうち、実施中のものについて、その施工者の本計画に関する同意の有無あるいはその見込みについて記載する。また、その経緯についても記載する。

**３**　（３）の計画の必要性の欄には、農用地利用計画を変更し、計画地を農用地等以外の用途に使用することの必要性について、できるだけ具体的に記載する。

**４**　（４）の周辺農用地区域の利用に支障を及ぼすおそれのないものの欄には、計画を実施することによって生じるであろう、周辺農用地区域における農業上の利用への影響について記載する。また、周辺の土地改良施設の機能への影響についても併せて記載する。

**５**　（５）の代替する土地がないものの欄については、特に位置選定の経過を記載する。この場合、農用地区域外の土地も含めて、代替する土地がないことを判断した理由を記載する。

**６**　（６）の該当事業計画の規模が妥当であることの欄については（３）の必要性に照らし、計画規模の妥当性について詳しく記載する。また、計画の内容が移転や拡張の場合については、計画事業内容と現事業と対比して、規模の妥当性について説明する。なお、計画が省令第４条の４第28号に該当する場合は記入不要。

**７**（７）の周辺農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれのないものの欄には、計画を実施することによって生じるであろう、周辺農用地区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者など）の利用集積への影響について記載する。

**８**　（８）の当該振興計画の策定から５年以内に開始される見込みの欄については事業の開始及び完了の予定時期等、事業計画スケジュールについて記載する。特に事業開始までのスケジュールについて詳細に記載し、当該振興計画の策定後５年以内に事業が開始される見込みであることを確認する。なお、計画が省令第４条の４第28号に該当する場合は記入不要。

**９**　（９）の事業の施行に関する行政庁の免許・許可・認可の状況の欄について、計画事業の施行に関して、免許・許可・認可等が必要な場合にはそれらが得られている、または協議の申出までに得られる見込みであることを記載する。